

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正するとともに、B社における資格取得日に係る記録を平成7年3月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、昭和42年3月及び4月を4万8,000円、同年5月を5万6,000円、平成7年3月を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和42年3月31日から同年6月1日まで
②昭和63年3月7日から同年4月1日まで
③平成7年3月21日から同年4月1日まで

私は、A社、C社及びB社に、それぞれ勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。保険料が控除されていたことのわかる給与明細書を持っているので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、昭和42年3月及び4月を4万8,000円、同年5月を5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が昭和42年に全喪しており、会社資料の確認ができず、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間③については、申立人から提出されたB社の給与明細書及び申立人の供述等により、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が平成20年に全喪しており、会社資料の確認ができず、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間②については、申立人から提出されたC社の給与明細書に申立期間に係る記載があることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められるが、昭和63年3月の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、C社は、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書を提出し、申立人に係る厚生年金保険の取り扱いについて、「申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②については、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社B支社。）における資格取得日を昭和44年6月4日に、資格喪失日を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月4日から同年9月1日まで

私は、申立期間において、A社B支店に勤務し、セールスをしていた。給与明細書も保有しており、厚生年金保険料が控除されている。厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する給与支払明細書により、申立人は、申立期間にA社B支店に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格の取得及び喪失に係る届出を行ったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知は行われていないことから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年5月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月31日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月10日から同年9月20日まで

私は、国民学校を卒業し、昭和20年5月から同年9月までA社B工場に勤務していたにも関わらず、当該期間の厚生年金保険の記録が無い旨の回答をもらった。申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであり、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がC県内にあったとするA社の組立工場は、複数の文献等から終戦を迎える前に同社D事業所が工場疎開の目的で設立した工場であると推認され、申立人は、申立期間当時の仕事内容及び勤務時における出来事等についても具体的に述べていることから、申立期間において同社に勤務していたと推認することができる。

また、社会保険事務所が保管するA社D事業所の被保険者名簿については、その年金番号や記載状況から、戦火による焼失等、何らかの事情により戦後に復元されたものであることが確認できるところ、その記載状況から年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票についても、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が認められ、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にあることが分かるが、その被保険者名簿全ページに記載されている被保険者約1,000名のうち、申立人同様に昭和5年度生まれで、厚生年金保険の資格取得時期が昭和20年3月あるいは4月となっている被保険者は約270名おり、そのうち連絡のとれた2名は、「国民学校を卒業してすぐにA

社D事業所に勤務した。」と述べており、当該2名には、入社した時期と同時期に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

一方、A社D事業所の疎開工場を管轄すべきC県E課は戦後、火災に遭ったため被保険者名簿等が焼失しており、同社のような戦後解散した事業所に係る被保険者名簿については完全に復元されたとまでは言えない状況にあり、同社D事業所の疎開工場に係る事業所名簿及び被保険者名簿は確認できないが、同社D事業所からC県内の疎開工場へ転勤したことが確認できる2名の厚生年金記録を確認したところ、いずれも被保険者期間は同社D事業所における期間としてのみ記録され、疎開工場における被保険者記録は無いことから、C県内の疎開工場における勤務期間については、同社D事業所における厚生年金保険の被保険者期間であったと判断されたものであると解することができる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなさない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年5月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日はA社D事業所の被保険者名簿中に記載されている事業廃止年月日が同年8月31日となっていることから同日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社D事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和5年度生まれの男性の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

石川厚生年金 事案 227

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 1 月 21 日から 29 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 1 月から 29 年 3 月まで A 事業所に勤務していた。同事業所では住み込みで働いており、住民票の異動日から退職日も間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の同僚等は、「申立人が同事業所で勤務していたことは覚えていない。」と供述しており、申立人の同事業所における勤務実態は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており、欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主から申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡が認められない。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認できる資料を保有しておらず、保険料控除の事実をうかがわせる同僚等の供述も得られない上、A 事業所は、昭和 35 年に全喪しており、当時の人事記録及び社会保険等関係資料は確認できず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。